

【所得税の確定申告・住民税申告のご案内】

【期間】 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日は除く)

【受付時間】 各会場 8時30分～11時30分、13時～16時

所得税の確定申告書を会場で作成する場合には、利用者識別番号が必要となります。
番号をお持ちでない又は不明の場合は、右記のコードにアクセスの上、新規取得し、
取得した番号を控えてから、会場へお越しください。
なお、来場後に番号を発行する場合、手続きに多くの時間を要します。



(e-Taxホームページ)

利用者識別番号についてのお問い合わせ: 水口税務署 TEL62-0314(代表)

※自動音声が流れましたら、ガイダンスに従い 2 を押し、個人課税部門にお尋ねください。

会場 受付日	水口	土山	甲賀	甲南	信楽
2月16日(月)	申告相談日	土山開発センター 1階 大集会室	甲賀地城市民 センター2階 会議室	甲南地城市民 センター3階 会議室	信楽地城市民 センター2階 会議室
2月17日(火)	申告相談日	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	佐山学区	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	※ご注意 この期間は 開催してお りません。
2月18日(水)	※ご注意 この期間は 開催してお りません。		油日学区		
2月19日(木)	申告相談日	鮎河、山内学区	大原学区	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	※ご注意 この期間は 開催してお りません。
2月20日(金)	申告相談日		大野学区		
2月24日(火)	申告相談日	土山学区	希望ヶ丘学区	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	※ご注意 この期間は 開催してお りません。
2月25日(水)	※ご注意 この期間は 開催してお りません。		第一学区		
2月26日(木)	申告相談日	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	第一学区	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	※ご注意 この期間は 開催してお りません。
2月27日(金)	申告相談日		第二学区		
3月 2日(月)	申告相談日	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	第三学区	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	多羅尾、朝宮学区
3月 3日(火)	申告相談日		中部学区		
3月 4日(水)	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	多羅尾、朝宮学区	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	小原学区
3月 5日(木)	申告相談日		雲井学区		
3月 6日(金)	申告相談日	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	信楽学区	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	信楽学区
3月 9日(月)	申告相談日		信楽学区		
3月10日(火)	申告相談日	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	信楽学区	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	信楽学区
3月11日(水)	※ご注意 この期間は 開催してお りません。		信楽学区		
3月12日(木)	申告相談日	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	信楽学区	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	信楽学区
3月13日(金)	申告相談日		信楽学区		
3月16日(月)	※ご注意 この期間は 開催してお りません。				

<裏面もご覧ください>

表面日程以外に下記でも受付をしております。
ただし、土・日曜日・祝日は除きます。

受付場所 受付日	水口税務署1階	甲賀市役所 1階税務課	サントピア水口 共同福祉施設1階
1月5日(月)～ 2月13日(金)	所得税還付申告 のみ受付 (相談受付は事前予 約制 TEL62-0314)	住民税申告のみ 受付	
2月16日(月)～ 3月16日(月)			【教養文化室】 水口税務署対応 (所得税の確定申告)

(お知らせ)

○住民税申告(所得税の申告が不要(還付、追加徴収のない申告))につきましては、1月5日(月)から甲賀市役所税務課にて受付を開始しております。なお、市ホームページに住民税申告書の様式がありますのでご利用ください。

○前年度に住民税申告をされた方で、税務課より1月下旬に住民税申告書が届いた方はご持参ください。今年度も住民税申告をされる場合は、その申告書にて申告受付いたします。

○所得税の還付申告につきましては、1月5日(月)から水口税務署にて、受付を開始しております。ただし、事前予約(電話62-0314)が必要ですのでご注意ください。(なお、2月16日(月)～3月16日(月)のサントピア水口共同福祉施設における確定申告については、国税庁LINE公式アカウントからの予約又は当日受付です。)

申請はこちら

○1年間に支払った国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納付したことを証明する書類が必要な方は、自宅から簡単にできる電子申請をご利用ください。



※金額は、納付書払いの方は領収書、口座振替の方は通帳で確認することができます。
※申告時に納付額を証明する書類の添付は不要です。

お問い合わせ

甲賀市総務部税務課 TEL 69-2128／FAX 63-4574

所得税についてのお問い合わせ: 水口税務署 TEL62-0314(代表)

※自動音声が流れましたら、ガイダンスに従い 2 を押し、個人課税部門にお尋ねください。

